

平成八年大蔵省令第三十四号

特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法施行規則
特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法（平成八年法律第九十三号）、同法において適用又は準用する預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）及び特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法施行令（平成八年政令第百八十五号）の規定に基づき、並びにこれらを実施するため、特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

（定義）

第一条 この命令において「債権処理会社」とは、特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法（以下「法」という。）第三条第一項第二号に規定する債権処理会社をいう。

第二条 法第二条第二項に規定する内閣府令・財務省令で定めるもの（以下「特定住宅金融専門会社」という。）は、次の表に掲げる者とする。

法人名	本店所在地
日本住宅金融株式会社	東京都千代田区
株式会社住宅ローンサービス	東京都千代田区
株式会社住総	東京都中央区
総合住宅金融株式会社	東京都千代田区
第一住宅金融株式会社	東京都新宿区
地銀生保住宅ローン株式会社	東京都千代田区
日本ハウジングローン株式会社	東京都中央区

（業務の特例に係る業務方法書の記載事項）

第三条 預金保険機構（以下「機構」という。）が法第三条に規定する業務を行う場合には、預金保険法第三十六条第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める事項は、預金保険法施行規則（昭和四十六年大蔵省令第二十八号）第一条の二各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

1 債権処理会社への出資に関する事項

2 債権処理会社に対する助成金の交付に関する事項

3 債権処理会社の借入れに係る債務の保証に関する事項

4 法第三条第一項第六号に規定する財産の調査に関する事項

5 法第三条第一項第七号に規定する債権の取立てに関する事項

6 その他法第三条第一項に規定する業務の方法

（区分経理）

第四条 機構は、法第四条に規定する特別の勘定（以下「住専勘定」という。）において経理すべき事項がその他の勘定において経理すべき事項と共通の事項であるため、住専勘定に係る部分を区別して経理することが困難なときは、当該事項については、金融庁長官及び財務大臣の承認を受けて定める基準に従つて、事業年度の期間中一括して経理し、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより経理ができる。

2 機構が法第三条に規定する業務を行う場合には、預金保険法施行規則第三条中「及び危機対応勘定（法第二十一条第一項に規定する危機対応勘定をいう。以下同じ。）」とあるのは、「危機対応勘定（法第二十一条第一項に規定する危機対応勘定をいう。以下同じ。）及び特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法（平成八年法律第九十三号）第四条に規定する特定住宅金融専門会社債権債務処理勘定（以下「住専勘定」という。）」と、同令第六条中「及び危機対応勘定」とあるのは、「危機対応勘定及び住専勘定」とする。

（利益及び損失の処理）

第五条 機構は、住専勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 機構は、住専勘定において、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（認可申請書の記載事項等）

第六条 法第五条第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

1 出資しようとする株式会社の役員又は主要な使用者となるべき者

2 法第五条第三項に規定する内閣府令・財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

3 出資しようとする株式会社の設立後の組織及び業務の方法

4 出資しようとする株式会社の設立の登記を行おうとする日

5 出資しようとする株式会社の役員及び本店所在地

6 法第五条第四項に規定する内閣府令・財務省令で定める電磁的記録は、工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）に基づく日本工業規格（以下この条において「日本工業規格」という。）X六一二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構成の磁気ディスクとする。

7 前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

1 トランクフォーマットについては、日本工業規格X六二二五に規定する方式

2 ポリューム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五に規定する方式

3 第三項の電磁的記録には、日本工業規格X六一二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

4 申請者の商号

5 申請年月日

6 法第五条第五項の内閣府令・財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

1 出資の額を変更しようとする額、方法及び財源

2 出資の額を変更する理由

（有価証券に類するもの）

第七条 特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法施行令（以下「令」という。）第三条第五号に規定する内閣府令・財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

1 金銭信託

2 消費税法施行令（昭和六十三年政令第二百六十号）第九条第一項第一号から第三号まで及び同条第二項に規定するもの

（金融安定化拠出基金から一般勘定への繰入れ）

1 法第九条第五項の規定による金融安定化拠出基金から一般勘定への繰入れは、次の各号に掲げる時において、それぞれ当該各号に定める金額についてこれを行うものとする。

2 機構の各事業年度の末日

3 除後の金額を控除した残額

4 債権処理会社が解散しその残余財産が確定した時（残余財産の分配が行われる場合には法第二十七条の手続を終えた時）

5 金融安定化拠出基金の残高から同条の規定により金融安定化拠出基金に充てた金額及び法第九条第三項に規定する出資控除後の金額を控除した残額

